NEXCHAIN プラットフォームサービス基本利用規約

NEXCHAIN プラットフォームサービス基本利用規約（以下「本利用規約」といいます。）は、一般社団法人企業間情報連携推進コンソーシアム（以下「当法人」といいます。）が提供する NEXCHAIN プラットフォームサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用は本利用規約への同意を条件とし、本サービスを利用する企業・法人・団体（以下「ユーザ」といいます。）は、別に設ける「プラットフォーム利用申請書」を提出することにより本利用規約に同意するものとします。

契　約　条　項

【一　般　条　項】

（定　　義）

第１条　本利用規約で用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

（１）「本サービス」とは、当法人がユーザに提供する別紙（クラウドサービスの内訳）に示すサービス商品の総称をいいます。

（２）「ユーザの顧客」とは、ユーザの取引先等で、ユーザ自らが又はユーザ及び当法人が承諾したユーザ以外の本サービスの利用者をいいます。

（３）「サービス仕様書」とは、当法人がユーザに提供する本サービスの具体的な内容、提供条件、作業分担その他特記事項を定める、A024「NEXCHAIN プラットフォームサービス仕様書」(以下、サービス仕様書とする)をいいます。

（４）「ユーザの設備」とは、ユーザ又はユーザの顧客が本サービスを利用するために所有又は占有する電子計算機、通信機器その他のハードウェア及び OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアその他のソフトウェアをいいます。

（５）「当法人の設備」とは、当法人が本サービスを提供するために、当法人の指定する場所に設置する電子計算機、通信機器その他のハードウェア及び OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアその他のソフトウェアをいいます。

（６）「ユーザデータ」とは、ユーザ又はユーザの顧客が本サービスを通じて当法人の設備に記録したユーザ又はユーザの顧客のデータ（OS、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアその他のソフトウェアを含みます。）をいいます。

（７）「許諾ソフトウェア」とは、ユーザが本サービスにおいて当法人から使用の許諾を受ける、サービス仕様書に定めるソフトウェアをいいます。

（８）「アカウント情報」とは、ユーザ ID、パスワードその他本サービスを利用するために必要な情報をいいます。

（契約の趣旨等）

第２条　ユーザ及び当法人は、ユーザ自らが本サービスを利用するために、又はユーザがユーザの顧客に提供するサービスの一部としてユーザの責任と負担で本サービスをユーザの顧客に利用させるために、次条の規定に従い別途ユーザと当法人間にて締結する契約（以下「個別契約」といいます。）に共通して適用される基本となる事項を定める目的で、本利用規約を締結します。

２．ユーザは、前項の規定に従い、ユーザの顧客に対して本サービスを利用させる場合、本利用規約及び個別契約に定めるユーザの義務と同等の義務を、ユーザの顧客に課すものとします。

３．本条第１項の規定に基づき、ユーザがユーザの顧客に対して本サービスを利用させる場合、ユーザの顧客に対する責任はすべてユーザが負うものとし、当法人はユーザの顧客に対し、損害賠償責任その他一切の責任を負いません。

（個別契約の成立・変更）

第３条　個別契約は、以下の事項を記載した注文書を当法人に送付することで申込みをし、当法人が請書を発送することで承諾した時に成立するものとします。

（１）ユーザが別紙に示すサービス商品のうち、個別契約の対象サービス商品（以下「対象サービス商品」といいます。）の形名又はサービス商品名

（２）対象サービス商品の開始日

（３）対象サービス商品の対価

２．ユーザは、別紙の表 1.1.1 及び表 1.2.1 に記載の個

別見積商品については、前項の注文書作成に先立ち、当法人が本サービスの遂行に必要な個別事項等に関し、当法人所定の様式である別に設ける「ユースケース利用申請書」を提出することによって当法人に見積りを依頼するものとします。ただし、本サービスのうち、当法人が特に定めユーザに通知したものについてはこの限りではありません。

３．個別契約に本利用規約と異なる定めがある場合、当該個別契約の定めが優先するものとします。

４．ユーザが成立済個別契約（以下「原契約」といいます。）の対象サービス商品の変更を希望する場合、以下の事項を記載した変更注文書を当法人に送付し、当法人が請書を発送することで、契約変更が成立するものとします。

（１）原契約対象サービス商品の情報
（原契約の注文番号又は受付 No.、形名又はサービス商品名）

（２）変更後対象サービス商品の情報
（形名又はサービス商品名、開始日、対価）

（サービス料金等の支払）

第４条　ユーザは、本サービスの対価として、サービス料金並びに消費税及び地方消費税（以下「サービス料金等」といいます。）を、ユーザ当法人間で文書により異なる定めをした場合を除き、クラウドサービス契約条項第９条第４項又は同条項第１０条第４項及び第５項に定めるとおり支払うものとします。なお、ユーザは、本サービスにより得られる成果に対してサービス料金を支払うものではありません。

２．ユーザによるサービス料金等の支払が約定の期日までになかった場合、当法人は、ユーザの支払遅延日数に応じて年利１４.６パーセントの割合で延滞金を申し受けることがあります。

（再　委　託）

第５条　当法人は、本サービスの遂行を必要に応じ第三者に委託することができます（以下当該第三者を「再委託先」といいます。）。

２．前項の定めに従い再委託先に本サービスの遂行を委託する場合、当法人は、次条第２項に定める義務及び本条項第７条に定める秘密保持義務と同等の義務を、再委託先に課すものとします。

（仕様書、資料等）

第６条　ユーザは、本サービスを遂行するに当たり当法人が必要と認め要求した仕様書、図面、接続仕様その他の技術上若しくは業務上の情報又は資料（以下「資料等」といいます。）をユーザの負担と責任において当法人に提供するものとします。

２．当法人は、前項の資料等を、本サービスを遂行する目的にのみ使用するとともに、当法人の同種の情報に対すると同等の注意をもって保持するものとします。

３．ユーザは、本条第１項の規定に従い当法人に提供する資料等が第三者のいかなる権利も侵害していないことを保証するものとします。

４．本利用規約及び個別契約に基づきユーザから当法人に提供された資料等の正確性、有用性等について、当法人は、確認、検証の義務その他何らの責任を負いません。

５．当法人は、資料等の提供時においてユーザから特段の意思表示がある場合を除き、当法人の判断で随時当該資料等を消去することができるものとします。

（秘密情報の取扱い）

第７条　ユーザ及び当法人は、次項に定める方法で、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、次の各号の定めに従い取り扱うものとします。

（１）秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（本条項第５条の定めに基づき当法人が本サービスの遂行を委託する再委託先を除きます。）に開示しないこと。

（２）本利用規約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。

（３）本利用規約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本サービスの利用若しくは提供のために必要がなくなったときは、速やかに相手方に返却又は自らの責任で消去すること（秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。）。

２．ユーザ及び当法人は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。

（１）文書で提供する場合、ユーザは、その文書上に「Confidential」、当法人は、「NEXCHAIN Confidential」と表示して相手方に提供すること。

（２）記録媒体で提供する場合、当該記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に提供すること。

（３）口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘

密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後１４日以内に、前２号に定めるいずれかの方法により相手方に提供すること。

３．本条第１項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されません。

（１）相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報

（２）相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報

（３）公知の情報

（４）受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

４．ユーザ及び当法人は、本サービスに関連して知った相手方が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第２条第１項に規定する情報をいうものとし、以下「個人情報」といいます。）を、本条における秘密情報に準じて取り扱うものとします。ただし、前項第１号、第３号及び第４号の規定は個人情報には適用されないものとします。

５．本条の定めにかかわらず、ユーザ及び当法人は、政府機関、裁判所等（以下「公的機関等」といいます。）から法令に基づき開示を要求された場合、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当該秘密情報を公的機関等に開示する開示当事者は、公的機関等に対し、当該秘密情報の秘密性に即した取扱いがなされるよう要請するものとします。なお、当該開示当事者は、当該開示要求があったことを法令の許容する範囲内において速やかに開示者に通知し、開示者が必要な措置を施す機会を与えるものとします。

６．本条第１項、第３項及び前項の定めは、個別契約で締結した本サービスの利用終了後１年間有効に存続するものとします。

（ユーザ の 責 務）

第８条　ユーザ又はユーザの顧客が本サービスの提供を受けるために要するユーザの設備に係る費用は、ユーザの負担とします。

２．本サービスの全部又は一部が停止し、当法人がその回復のためにユーザに協力を求めた場合、ユーザは速やかにこれに応じるものとします。

３．ユーザが次条で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は、すべてユーザが負うものとし、当法人は何らの責任も負いません。

４．ユーザ又はユーザの顧客が前２項の義務に違反したことにより本サービスの全部又は一部を運用停止又はそれに近い状態に至らせた場合、ユーザは、当法人がそれにより被る一切の損害を賠償するものとします。

（禁 止 事 項）

第９条　ユーザは、本サービスの利用に関し、次の各号の行為を行わないものとします。

（１）当法人若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

（２）法令、条例等に違反する行為、若しくは公序良俗に反する行為、又はそれらのおそれのある行為

（３）犯罪行為若しくはこれに類する行為、又はそれらのおそれのある行為

（４）本サービスにおいて変更してはならない情報を改ざん又は消去する行為

（５）当法人又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為

（６）ユーザのアカウント情報を第三者（当法人が利用を許諾した者を除きます。）に利用させる行為、又はそれらに類似する行為

（７）コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムを作成、使用、送信又は掲載する行為

（８）当法人若しくは第三者の設備、通信若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

（９）前各号の他、当法人が本サービスの利用に不相当と判断した行為

２．ユーザは、ユーザの顧客に対し、前項各号に定める行為を行わないよう、同等の義務を課すものとします。

３．当法人は、前項各号に定めるユーザ若しくはユーザの顧客の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求でき、ユーザ若しくはユーザの顧客がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していること、その蓋然性が高いこと等、当法人が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに一時的に利用停止の措置を講じることができるものとします。

４．当法人は、前項の場合、ユーザと事前に協議した上で違法又は有害な情報の全部若しくは一部を削除することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していること、その蓋然性が高いこと等、当法人が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、当法人は事前の協

議を行うことなく当該情報を削除することができるものとします。

５．当法人は、ユーザからアカウント情報が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、ユーザと協議の上アカウント情報の変更等必要な措置を講じるものとします。

６．前３項の場合、ユーザ又はユーザの顧客に損害が発生しても当法人は何らの責任も負いません。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１０条　ユーザ及び当法人は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、本利用規約上の地位を第三者に承継させ、又は本利用規約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

（第三者との紛争）

第１１条　本サービスの利用に関して、ユーザ又はユーザの顧客と第三者との間において紛争が生じた場合は、ユーザの責任と負担において解決するものとし、当法人は一切の責任を負いません。

（当法人の責任の範囲）

第１２条　当法人は、本サービスを善良な管理者の注意をもって遂行します（ユーザが本サービスを利用して行うユーザの業務の完成、稼働等を保証するものではありません。）。

２．本利用規約及び個別契約に関する当法人の責めに帰すべき事由によりユーザが損害を被った場合、ユーザは、当法人に対し、当該損害の賠償を請求できるものとします。

３．前項の当法人の損害賠償額の累計総額は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんにかかわらず、次の各号に定めるもののうち該当する金額相当額を上限とし、また、当法人の責めに帰することができない事由から生じた損害、当法人が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、当法人は、賠償責任を負わないものとします。

（１）当該損害の直接の原因が導入・支援サービスの場合は、当該損害の直接の原因となったサービス商品のサービス料金

（２）当該損害の直接の原因がシステム利用サービスの場合は、損害発生の月のシステム利用サービス料金総額

４．本サービスに係るユーザの顧客その他の第三者への責任は、その一切をユーザが負うものとし、当法人は、直接ユーザの顧客その他の第三者に対し何らの責任も負いません。

（免　　責）

第１３条　当法人は、本サービスの利用に関して以下の事由によりユーザに発生した損害については、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因のいかんを問わず賠償の責任を負いません。

（１）本条項第５条に定める再委託先以外の第三者（ユーザ、ユーザの顧客及び他の本サービスの利用者を含みます。）に起因して発生した場合

（２）天災地変その他の不可抗力により発生した場合

（３）ユーザの設備又はユーザの行為に起因して発生した場合

（４）電気通信事業者が提供する電気通信役務に起因して発生した場合

（５）当法人の製造に係わらない許諾ソフトウェアに起因して発生した場合

（６）当法人が本利用規約、個別契約及びサービス仕様書に基づいて本サービスを提供したにもかかわらず第三者によるユーザデータの毀損、削除又は改変、当法人の設備への不正な接続等があった場合

（７）その他当法人の責めに帰すことができない事由により発生した場合

（サービス提供の一時停止）

第１４条　当法人は、前条第１項各号及び次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとし、これに対し何らの責任も負いません。

（１）当法人の設備に対し保守、工事、障害の対策等が必要なとき。

（２）天災地変その他不可抗力により当法人が本サービスを提供できないと判断したとき（電気通信事業法第８条に基づき本サービスを停止する場合を含みます。）。

（３）当法人の設備に不正アクセス、クラッキング等の行為があったとき、又はこれらの行為が行われていると疑われるとき。

（４）その他当法人が、運用上又は技術上の理由で本サービスの停止が必要と判断したとき。

２．当法人は、前項の事由により本サービスの全部又は一部を停止する場合には、あらかじめその旨をユーザに通知します。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

（サービス提供の停止）

第１５条　当法人は、ユーザが次の各号のいずれかに

該当する場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。

（1）別に設ける「プラットフォーム利用申請書」又は個別契約の申込みに虚偽の事項を通知したことが判明したとき。

（2）支払期日を過ぎてもなおサービス料金等を支払わないとき。

（3）その他本利用規約又は個別契約に違反したとき。

2．当法人は、前項に基づいて本サービスの提供を停止し、ユーザが当法人の指定する期間内に当法人が通知する利用停止理由を是正しない場合は、何らの催告を要せず直ちに本利用規約又は個別契約を解約することができるものとします。ただし、その事実が当法人の業務執行に支障を及ぼすと当法人が判断した場合、当法人は利用の停止と同時に本利用規約又は個別契約を解約することができるものとします。

（不可抗力による契約の解除）

第１６条　天災地変その他不可抗力によりユーザ又は当法人が本利用規約及び個別契約に基づく債務を履行できない場合、相手方に申し出て本利用規約又は個別契約を解除することができるものとします。この場合、ユーザ及び当法人双方とも相手方に対して何らの請求もしないものとします。

2．前項の定めは、ユーザの当法人に対する本サービス利用の対価の支払債務については適用しないものとします。

（輸出等の処置）

第１７条　ユーザが、当法人から提供を受ける本サービス、又は本サービスに係る技術若しくはソフトウェア（複製物を含み、以下これらを併せて「当法人の提供技術等」といいます。）を、原則として日本国内において利用するものとし、やむを得ずその全部若しくは一部を単独で、又は他のサービスと組み合わせ、若しくは他のサービスの一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、ユーザは、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。

（1）輸出するとき。

（2）海外へ持ち出すとき。

（3）非居住者へ提供し、又は使用させるとき。

（4）前３号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

2．ユーザが本利用規約及び個別契約の定めに従い当法人の提供技術等を第三者に提供する場合も、前項の定めが適用されるものとします。

3．ユーザは、ユーザの顧客に対し、前２項の定めと同等の義務を課すものとします。

（過 怠 約 款）

第１８条　当法人が次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、ユーザは、当法人に通知することにより、本利用規約又は個別契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。また、ユーザが次の各号に定める事項のいずれかに該当する場合、ユーザは、当然当法人に対する全債務（手形債務を含みます。）の期限の利益を喪失し、当法人は、通知その他の手続を要しないで、本利用規約若しくは個別契約の全部若しくは一部を解除することができ、又は本利用規約若しくは個別契約を解除しないで一時に債務残額全部の履行をユーザに求め、その完済までの間、本サービスを停止することができます。

（1）相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（2）第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てを受けたとき。

（3）自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始等の申立てをしたとき又は清算に入ったとき。

（4）支払を停止したとき。

（5）監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。

（6）相手方若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。

（7）自己の責めに帰すべき事由により本利用規約又は個別契約に違反し、相手方が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

（暴力団等の排除）

第１９条　ユーザ及び当法人は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）であること又は反社会的勢力であったこと。

（2）反社会的勢力が経営を支配していること。

（3）代表者、責任者又は経営に実質的に関与してい

る者が反社会的勢力であること。
（４）自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
（６）反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること。
（７）暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
（８）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
（９）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
２．ユーザ及び当法人は、自己が本利用規約又は個別契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。）が前項各号のいずれかに該当した場合、本利用規約又は個別契約の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
３．ユーザ又は当法人が前２項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本利用規約及び個別契約を解除することができます。
４．前項の定めに基づき本利用規約及び個別契約が解除された場合、当法人は、ユーザに対し、既に着手又は提供したサービス商品に係るサービス料金等の支払を請求することができるものとします。

（契約期間と変更手続き）

第２０条　本利用規約の有効期間は、本利用規約締結日から本利用規約に基づき締結された個別契約がすべて終了する日までとします。
２．当法人は、本利用規約を随時変更することがあります。この場合、変更後のユーザの本サービスの利用には、変更後の本利用規約が適用されます。
３．本利用規約を変更する場合には、当法人は、原則、変更月の９０日前までに、変更後の規約の内容をユーザに通知します。ただし、法的要件に対応する必要がある場合など緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
４．前２項の本利用規約の変更に同意することができない場合には、ユーザは、変更日の３０日前までに、本利用規約を解約する旨当法人に当法人指定の方法で通知することにより、変更日の前日をもって本利用規約及び個別契約を解約することができます。この場合、ユーザはすべての期限の利益を喪失するものとし、当法人は当該解約によりユーザに損害が発生したといえども、何ら賠償の責めを負いません。
５．本条第３項の定めにかかわらず、当法人は、事前の通知を要することなく、誤字の修正のほか、利用規約の内容に実質的な影響を及ぼさない表記、表現の変更を行うことができます。

（終了時の処置）

第２１条　本利用規約が終了した場合、本利用規約及び個別契約に基づく当法人のユーザに対する本サービスの提供も当然に終了します。
２．ユーザ及び当法人は、本利用規約が終了した場合は、その理由のいかんを問わず、本条項第６条及び第７条の規定に従い、その時点で自己が保有する相手方の資料等、秘密情報を遅滞なく相手方に返却又は自らの責任で消去するものとします。
３．本利用規約終了時点でユーザから当法人に対して未払のサービス料金等がある場合、ユーザは、これを本条項第４条の定めに従い本利用規約終了後直ちに当法人に支払うものとします。

（存 続 条 項）

第２２条　本利用規約の終了後も本条項第２条第３項、第６条第３項及び第４項、第８条第３項及び第４項、第９条第６項、第１０条から第１３条まで、第１４条第１項、第１６条第２項、第１７条、第１９条、前条第２項及び第３項並びに第２４条の規定は、有効に存続するものとします。

（法令等の遵守）

第２３条　ユーザ及び当法人は、本利用規約及び個別契約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

（管轄裁判所）

第２４条　本利用規約及び個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとします。

（協　　議）

第２５条　本利用規約及び個別契約の履行について疑義を生じた事項並びに本利用規約及び個別契約に定めのない事項については、ユーザ及び当法人双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

【クラウドサービス契約条項】

（責任者の選任）

第１条　ユーザは、本サービスの利用に関する責任者（以下「ユーザの責任者」といいます。）を選任し、当法人所定の方法により、ユーザの責任者の氏名等必要事項を、個別契約の締結後、サービス仕様書の定めに従い、当法人に通知するものとします。また、その内容に変更が生じた場合は、直ちに変更内容を当法人に通知するものとします。

２．当法人は、本サービスの利用に係るユーザとの通知の授受を、前項のユーザの責任者を通じて行うものとします。

（ユーザの事前準備）

第２条　ユーザは、サービス開始日までに、サービス仕様書の定めに従い、ユーザの設備の準備及び環境設定を行うものとします。なお、これに要する費用は、ユーザの負担とします。

（アカウント情報の取扱い）

第３条　当法人は、ユーザに対し、本サービスを利用するために必要となるアカウント情報を提供します。

２.ユーザは、アカウント情報を第三者に対して開示、貸与、共有せず、第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理するものとします。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により、ユーザ若しくはユーザの顧客又はユーザ以外の者が損害を被ったとしても、当法人は一切の責任を負わないものとします。

３．第三者がユーザのアカウント情報を用いて本サービスを利用した場合、当該第三者の行為はユーザの行為とみなします。ただし、当法人の責めに帰すべき事由によりユーザのアカウント情報が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

（許諾ソフトウェアの使用条件）

第４条　ユーザは、許諾ソフトウェアをサービス仕様書に規定する使用条件に従って使用するものとします。

２．ユーザは、ユーザの顧客に許諾ソフトウェアを使用させる場合、サービス仕様書に規定する使用条件を遵守させるとともに、ユーザの顧客による許諾ソフトウェアの使用に係るすべての責任を負うものとします。

（アクセス回線に関する責任の制限）

第５条　ユーザは、本サービスを利用するに当たり、ユーザの設備と当法人の設備を接続するためにユーザが使用する電気通信回線（以下「アクセス回線」といいます。）をユーザの責任において利用するものとします。

２．当法人は、アクセス回線につき、これを利用して送受信したデータの完全性、正確性、有用性等に関し、検証の義務を負わないものとし、また、何らの保証もしません。

（ユーザデータの取扱い）

第６条　当法人は、ユーザデータを善良な管理者の注意をもって保管します。

２．当法人は、ユーザ及び当法人間で別途合意した場合を除き、本サービスを遂行する目的以外にユーザデータを一切使用しないものとします。ただし、公的機関等から法令に基づく要請があった場合はこの限りではありません。

３．ユーザは、ユーザ又はユーザの顧客が本サービスを利用してユーザデータを第三者に提供する場合であって、かつ、ユーザデータに個人情報が含まれる場合、ユーザの責任と負担において、当該個人情報の主体たる本人（以下「本人」といいます。）に対して事前に十分な説明を行い、同意を取得するものとします。

４．ユーザは、前項の本人への説明や同意取得を自己の責任で行うものとし、当法人は、当該説明や同意取得に関して、一切責任を負わないものとします。本サービスに関して、本人から苦情、クレーム、請求等が寄せられ、又は本人との間でトラブル等が発生した場合、ユーザが責任を持って一切の対応をするものとします。

（ユーザデータの消失）

第７条　当法人の責めに帰すべき事由により、ユーザデータの全部又は一部が消失した場合、ユーザは、当法人に対し、ユーザデータを回復するよう請求することができ、この場合、当法人は合理的に可能な範囲で対応するものとします。なお、ユーザデータの全部が消失した場合、当法人は、ユーザデータが消失した日が属する月のサービス料金を請求しないこととします。

２．当法人は、ユーザがユーザデータの消失を覚知した日から３０日以内に、当法人所定の文書によりユーザが当法人に所定の申出をした場合に限り、前

項に定める責任を負うものとします。
３．前２項の定めにかかわらず、一般条項第１３条の各号のいずれかの事由によりユーザデータが消失したときは、当法人は一切の責任を負わないものとします。
４．当法人は、ユーザデータの消失に関し、本条に定める以外何らの責任を負わないものとします。

（知的財産権等）

第８条　本サービス遂行に伴い、当法人が提供する資料、ソフトウェア、その他のコンテンツ等（以下「当法人提供物等」といいます。）に係る著作権、その他一切の知的財産権（以下「知的財産権等」といいます。）は、当法人又は当法人に権利を許諾等した者（以下「原権利者」といいます。）に帰属します。
２．ユーザは、当法人の文書による事前の許諾なく、当法人提供物等の全部又は一部に対し、複製及び翻案、翻訳その他の改変を行わないものとします。
３．ユーザは、当法人提供物等に対し、当法人又は原権利者の知的財産権等を侵害するような事態が発生した場合及びそのおそれがある場合は、直ちに当法人に通知するものとします。

（「導入・支援サービス」のサービス商品への適用条項）

第９条　本サービスのうち、別紙において導入・支援サービスとして特定されるサービス商品については、次の定めが適用されるものとします。
２．当法人は、導入・支援サービスを、個別契約並びに本条項及び個別契約締結時までに当法人から提供する導入・支援サービスに係るサービス仕様書の定めに従い、ユーザに提供するものとします。個別契約、本条項又はサービス仕様書のいずれかに他の契約又はサービス仕様書と異なる定めがあった場合、サービス仕様書、個別契約、本条項の順に優先するものとします。
３．導入・支援サービスは、個別契約締結時にユーザ及び当法人双方が合意した導入・支援サービスの開始日から開始され、次の各号の定めに従い、本項第３号の規定をもって終了するものとします。
（１）当法人は、導入・支援サービスの完了後サービス商品ごとに速やかに、当法人所定の「業務完了報告書兼確認書」を作成し、導入・支援サービスの完了を証するものとしてユーザに提出するものとします。
（２）ユーザは、前号の「業務完了報告書兼確認書」の受領後１０日以内に、当法人所定の「業務完了確認書兼確認書」に記名押印の上、導入・支援サービスの完了確認を証するものとして当法人に交付するものとします。
（３）前号の定めに従い、ユーザが当法人に「業務完了報告書兼確認書」を交付した時に、ユーザの確認が完了します。ただし、ユーザの「業務完了報告書兼確認書」の受領後１０日以内に、ユーザの当法人に対する文書による異議の申出がない場合は、「業務完了報告書兼確認書」の交付がなくとも、当該期間の満了時に確認は完了したものとします。
４．ユーザの当法人に対する導入・支援サービスのサービス料金等の支払については、ユーザは、当法人の請求に基づき、前項に定める確認の完了日に属する月の翌月末日までに、当法人に現金で支払うものとします。

（「システム利用サービス」のサービス商品への適用条項）

第１０条　本サービスのうち、別紙においてシステム利用サービスとして特定されるサービス商品については、次の定めが適用されるものとします。
２．当法人は、システム利用サービスを、個別契約並びに本条項及びシステム利用サービスに係るサービス仕様書の定めに従い、ユーザに提供するものとします。個別契約、本条項又はサービス仕様書のいずれかに他の契約又はサービス仕様書と異なる定めがあった場合、サービス仕様書、個別契約、本条項の順に優先するものとします。
３．システム利用サービスの期間は、別紙及び次の各号の定めに従うものとします。
（１）個別契約締結時にユーザ及び当法人双方が合意したシステム利用サービスの開始日から開始され、別紙に定める期間の満了をもって終了するものとします。また、当該期間が満了する日の９０日前までに、ユーザ及び当法人いずれからも文書による契約解除又は異議の申出がないときは、締結済みの契約と同一の条件で更新されるものとします。
（２）前号の定めにかかわらず、個別契約で別紙と異なる期間を定めた場合、当該個別契約に従うものとします。
４．ユーザの当法人に対するシステム利用サービスの利用の対価は、別紙及び次の各号の定めに従います。
（１）システム利用サービス料金は、暦の月ごとに発生します。
（２）システム利用サービス開始日又はシステム利用サービスの終了の日が暦月の途中である場合であっても、システム利用サービス料金は、当月１か月分発生します。
（３）前号の定めにかかわらず、システム利用サービ

スのうち、従量制として別紙にて特定されるサービスについては、請求の対象となる各月において提供したサービスの量に一定の単価を乗じる方法によりサービス料金を算出するものとします。

５．ユーザは、毎月のシステム利用サービスのサービス料金等を、別紙に基づき当法人に支払うものとします。

６．いかなる理由による契約変更、解約においても、当法人は、ユーザが既に支払ったサービス料金等の払い戻しは行いません。

（サービス内容の変更）

第１１条　当法人は、個別契約締結により合意したサービス仕様書記載のサービス内容を変更する場合は原則、変更月の９０日前までに文書によりユーザに通知するものとします。

２．前項に基づき当法人がユーザに通知を発送した日から３０日以内に、ユーザから当法人に文書による異議の申出がない場合、当法人は、ユーザが当該通知の内容に従い当該サービス内容に係る個別契約の変更に承諾したものとみなします。

３．前項に基づく異議の申出がユーザから当法人に行われた場合、ユーザ及び当法人は、対応策について誠実に協議するものとします。ただし、変更日までに対応策が決定しない場合、当法人は、当該サービス内容に係る個別契約を解約することができるものとします。

４．前項ただし書きにより個別契約が解約となった場合、ユーザはすべての期限の利益を喪失するものとし、当法人は当該解約によりユーザに損害が発生いたといえども、何ら賠償の責めを負いません。（サービスの廃止）

第１２条　当法人は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。その場合、当法人は、廃止する日の原則１８０日前までに、その旨をユーザに通知するものとします。

２．前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止した場合は、廃止した日をもって該当するサービス商品の提供は終了するものとします。

３．当法人は、本条に基づくサービス商品の廃止によりユーザ又はユーザの顧客に損害が発生したとしても、当該損害の賠償責任を負いません。

（立　　入）

第１３条　当法人は、事前にユーザに通知した上で当法人の従業員又は当法人の指定する者を本サービスの管理等のため、ユーザの設備の設置場所に立ち入らせることができるものとします。

（契約終了後の処理）

第１４条　ユーザは、本サービス終了後、当法人提供物（複製物、改変物を含みます。）をユーザの責任で消去するものとします。

２．当法人は、本サービス終了後、ユーザデータを当法人の責任で消去するものとします。

（存 続 条 項）

第１５条　個別契約で締結した本サービスの利用終了後も本条項第３条第２項及び第３項、第５条第２項、第７条第３項及び第４項、第８条、第１０条第６項、第１１条第４項、第１２条第３項並びに前条の規定は、有効に存続するものとします。

以 上

【別紙】（クラウドサービスの内訳）

クラウドサービスで当法人が提供する導入・支援サービス及びシステム利用サービスの内訳を以下に記載します。

１．情報連携サービス

１．１ 導入・支援サービスの内訳

表1．１．１ 導入・支援サービスの内訳

#	サービス商品名	形名	サービス料金単価(※注 1)
1	NEXCHAIN プラットフォーム初期設定サービス(商用)	－	400,000 円
2	NEXCHAIN プラットフォーム初期設定サービス(PoC)	－	500,000 円
3	NEXCHAIN プラットフォーム拡張支援サービス	－	個別見積

注１：消費税及び地方消費税は含みません。

１．２ システム利用サービス内訳

定義

・「ユーザ領域」とは NEXCHAIN プラットフォーム初期設定サービス(商用)、もしくは、NEXCHAIN プラットフォーム初期設定サービス(PoC)に基づき、当法人がユーザに提供する本プラットフォーム利用サービスにおける専用の領域を指します。

サービス料金

・ユーザが当法人に対して支払うサービス料金は表１．２．１システム利用サービスの内訳に記載の項番#1～6 のサービスの内、契約したものの合算とします。

・ユーザから当法人に対する支払いは次の通りに行うものとします

・表１．２．１システム利用サービスの内訳に記載の項番#1、3、5 の支払いについて、ユーザは、個別契約に規定されている対象サービス商品の開始日の属する月の翌月末日までに、期間合計に記載の額を当法人に現金で支払うものとします。なお、個別契約の有効期間の更新その他の事由により複数年にわたる場合、ユーザは２年目以降の支払いを、１年目の支払月と対応する月の末尾になすものとします。

・【個別契約変更によるサービス料金追加分の支払い】

表１．２．１システム利用サービスの内訳に記載の項番#1、3、5（以下「対象サービス商品」といいます。）の支払い額が、変更前の同支払い額を上回る場合には、その差額分を個別契約変更日の属する月の翌月末日までに当法人に現金で支払うものとします。

なお、「差額」とは、（１）から（２）を減じることで算出されるものとし、各号における「残存月数」とは、個別契約変更日の属する月から対象サービス商品の期間満了日までの月数をいいます。

（１） 個別契約変更後の対象サービス商品の月額単価に残存月数を乗じることで算出した金額

（２） 個別契約変更前の対象サービス商品の月額単価に残存月数を乗じることで算出した金額

・表１．２．１システム利用サービスの内訳に記載の項番#2、4、6(従量制)におけるサービス料金支払いについて、ユーザは、四半期単位で支払いを行うものとし表１．２．２システム利用サービスの支払い時期の通りに

行うものとします。また、サービス料金は、サ—ビスの提供された当該月の末日の情報をもって決定されるものとします。

表1．2．1　システム利用サービスの内訳

#	サービス商品名	形名	期間	サービス料金			
				固定制	従量制	単価(※注 1)	計算方法
1	NEXCHAIN プラットフォーム基本利用サービス(商用)(※注 2)	－	12 ヵ月間	●	－	期間合計 4,000,000 円（月額単価 333,333 円）	単価×ユーザ領域数（1領域まで）
2	NEXCHAIN プラットフォーム従量利用サービス(商用)(※注 2)	－	12 ヵ月間	－	●	個別見積	商用月間トラフィック利用手数料(※注 4)＋成約手数料(※注 5)
3	NEXCHAIN プラットフォーム基本利用サービス(商用ライト)(※注 3)	－	12 ヵ月間	●	－	期間合計 2,500,000 円（月額単価 208,333 円）	単価×ユーザ領域数（1領域まで）
4	NEXCHAIN プラットフォーム従量利用サービス(商用ライト)(※注 3)	－	12 ヵ月間	－	●	個別見積	商用月間トラフィック利用手数料(※注 6)＋成約手数料(※注 5)
5	NEXCHAIN プラットフォーム基本利用サービス(PoC)(※注 3)	－	3 ヵ月間	●	－	期間合計 1,000,000 円（月額単価 333,333 円）	単価×ユーザ領域数（1領域まで）
6	NEXCHAIN プラットフォーム従量利用サービス(PoC)(※注 3)		3 ヵ月間	－	●	個別見積	PoC 月間トラフィック利用手数料(※注 7)＋成約手数料(※注 5)

注１：消費税及び地方消費税は含みません。

注２：本サービス商品は同時に同一ユーザ領域において、複数のユースケース(※注 8)を利用できるものとします。

注３：本サービス商品で同一ユーザ領域において同時に利用できるユースケース(※注 8)は 1 つのみとします。

注 4：商用月間トラフィック利用手数料とは、当法人がユーザに提供するユーザ領域を介した情報連携の利用実績に応じ情報連携元に対して請求する手数料である。本手数料は当法人からユーザに請求するものであり、1 トラフィック(※注 9)当たりの手数料は 50 円である。ただし、ユーザは、同一ユーザ領域の中で、複数のユースケース(※注 8)を利用する場合、2 個目のユースケース(※注 8)以降の開始時に、PoC を実施する場合には、当法人に書面をもって提示することにより、3 か月間、計 3,000 トラフィックまでは、「商用月間トラフィック利用手数料」は無償で利用可能です。3,001 トラフィック以降は、1 トラフィック当たりの手数料は 50 円の有償となります。

注 5：成約手数料とは、当法人がユーザに提供するユーザ領域を介した情報連携の結果生じた成果報酬(※注 10)に応じ情報連携元に対して請求する手数料である。本手数料は、当法人からユーザに請求する月間の手数料である。この成約手数料については、ユーザから当法人に報告するものとし、当法人は、その報告をもって、実績として受領するものとします。

注 6：商用ライト月間トラフィック利用手数料とは、当法人がユーザに提供するユーザ領域を介した情報連携の利用実績に応じ、情報連携元に対して請求する手数料である。本手数料は当法人からユーザに請求するものであり、1 トラフィック(※注 9)当たりの手数料は 50 円である。

注 7：PoC 月間トラフィック利用手数料とは、当法人がユーザに提供するユーザ領域を介した情報連携の利用実績に応じ情報連携元に対して請求する手数料である。本手数料は当法人からユーザに請求するものであり、1 トラフィック(※注 9)あたりの手数料は 500 円である。ただし、契約期間中合計 10,000 トラフィックまでは、「PoC 月間トラフィック利用手数料」は無償で利用可能です。10,001 トラフィック以降は、有償となります。

注 8：ユースケースとは別に設ける「ユースケース利用申請書」に記載されるユースケース名称を指します。

注 9：1 トラフィックとは、情報提供元のユーザ領域から、情報連携先のユーザ領域に情報が 1 回連携される一連の処理を指します。

注 10：成果報酬とは、連携された情報を元に、情報連携先の企業・法人・団体が成果を得たことに対して、情報提供元の企業・法人・団体へ支払われる対価を指します。

表1．2．2 システム利用サービスの支払い時期

集計期間	当法人からユーザへの請求時期	ユーザから当法人への支払い
第一四半期(4 月～6 月)	7 月	8 月末
第二四半期(7 月～9 月)	10 月	11 月末
第三四半期(10 月～12 月)	1 月	2 月末
第四四半期(1 月～3 月)	4 月	5 月末

1．3 サービス概要

提供するサービスの構成を図 1．３．１に示します。提供するサービスは図 1．３．１の黒枠で囲んだ範囲となります。図 1．３．１のユーザシステムとは、本サービスをご利用いただく企業様所有のシステムとなります。

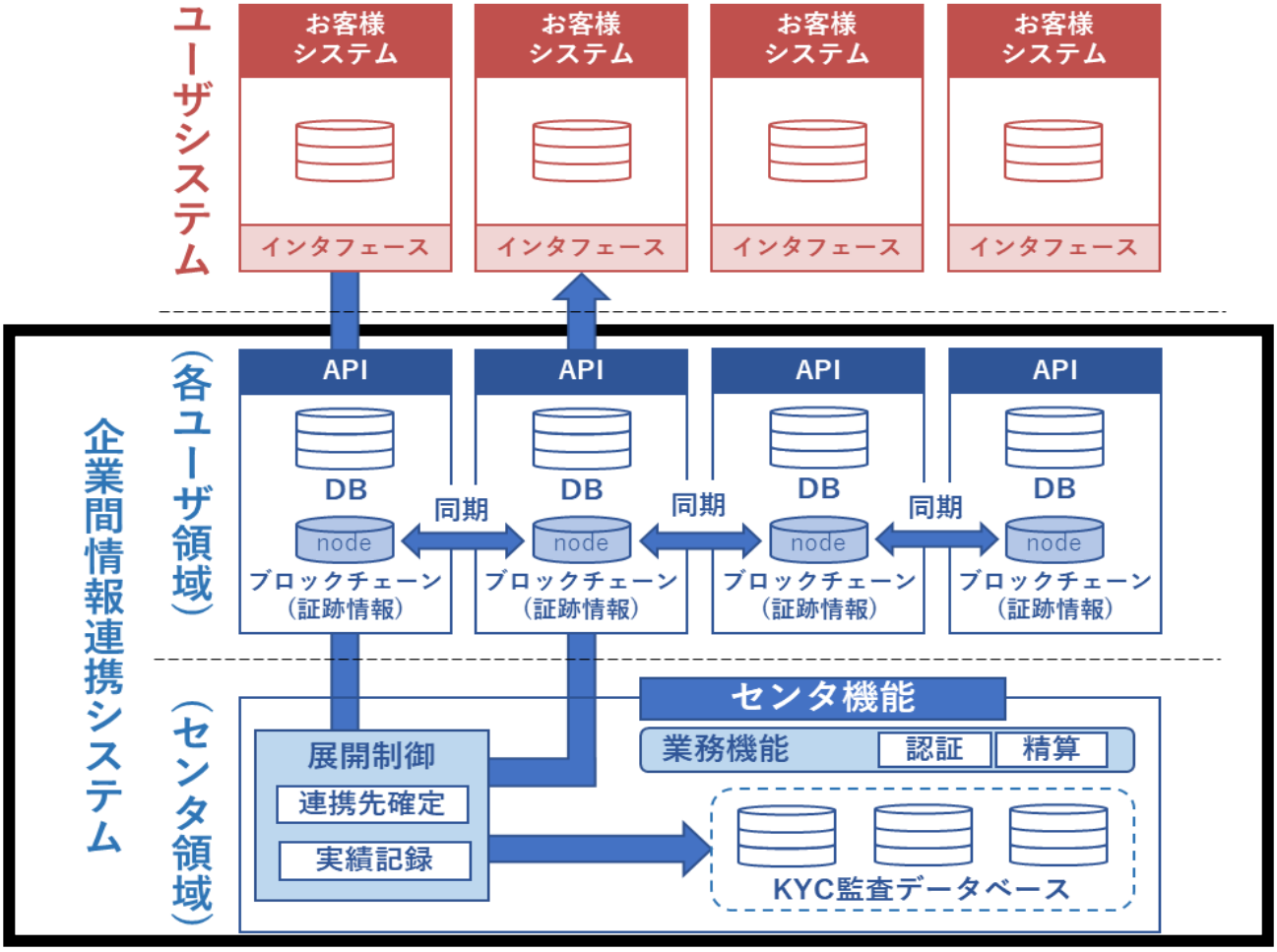

図 1．３．１　サービス構成図

以 上